平成２３年（フ）第４１３号
奈良県大和郡山市池沢町337番地14
債務者　青木住研こと　青木　　賢
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
鳥取県西伯郡南部町東町４番地18　107号
債務者　岩上喜緒実
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５２８号
広島市中区南千田西町２番２―202号
債務者　長濱紀美子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２９号
広島市中区十日市町１丁目３番25―501号
債務者　長濱　宏明
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７１号
広島市安佐南区八木９丁目25番７―301号
債務者　福田　清美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８３号
広島市安佐南区長束３丁目29番12―３号
債務者　山岡喜久子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８４号
広島市西区三篠町３丁目12番18―805号　ベルビイ三篠
債務者　田尾　園子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９５号
広島県大竹市立戸３丁目４番13号
債務者　村中　則秋
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９６号
広島県大竹市立戸３丁目４番13号
債務者　村中真由美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０２号
広島市東区曙１丁目６番２―203号
債務者　大呑　一惠
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５９号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目６番２―102号　サンタウンビル
債務者　渡邊　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００４号
広島市中区光南５丁目１番43―421号
債務者　安森　俊行
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６号
広島県尾道市土堂１丁目３番２号
債務者　勝原　博美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
山口県下関市一の宮町２丁目６番10―601号　藤マンション
債務者　久野　恒子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
愛媛県南宇和郡愛南町増田2888番地
債務者　石黒　菜穂
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１７号
高知県安芸郡馬路村大字馬路798番地
債務者　北村　昭廣
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
高知県安芸郡馬路村大字馬路110番地３
債務者　笹岡　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係